

処 分 基 準

基準の名称	徳島県公有財産取扱規則	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
地方自治法	第 2 3 8 条 の 4 第 9 項	行政財産の使用許可の取消 (長、行政委員会)
基 準 の 内 容		
<p>(許可の条件)</p> <p>第 34 条 法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用の許可には、使用目的、使用期間、使用料並びに使用料納付の時期及び方法のほか、次の各号に掲げる事項をその許可の条件として付さなければならない。ただし、特に必要でないこと認め知事の決裁を受けたものについては、その一部を省略することができる。</p> <p>一 使用期間中に公用若しくは公共用に供するために必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことができること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対してその補償を求めないこと。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 徳島県行政財産使用料条例第 2 条第 1 項の規定により知事の許可を受けて使用する行政財産（以下「使用財産」という。）を他に転貸し、又は担保に供してはならないこと。</p> <p>四 知事の承認を受けた場合のほか、使用財産を目的外の使用に供し、又はその原形を変更してはならないこと、及び承認を受けて使用財産の原形を変更した場合においては、必要に応じ、当該使用者に使用期間の終了又は許可の取消しのときにおいて原形に回復させることができること。</p> <p>五 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、使用財産を故意又は重大な過失により荒廃させ、き損し、又は滅失し、その他使用の許可の条件に違反する行為があったときは、第 1 号の規定によりその許可を取り消すほか、知事は、その損害の補償を要求することができること。ただし、原状に回復したときは、その損害の補償を免除することがあること。</p> <p>六 使用料を指定した納期限までに納付しないときは、徳島県行政財産使用料条例第 7 条本文の規定により延滞金を徴収するものであること。</p> <p>七 電話、電気、ガス及び水道等の費用は、徳島県行政財産使用料条例第 3 条の使用料とは別に、使用者が負担するものであること。</p> <p>八、九 (略)</p>		